

### 青梅市公共下水道事業計画変更(案)の縦覧

市では、生活環境の向上と河川等の水質保全などと図るため、公共下水道汚水事業および合併処理浄化槽整備事業を計画的、効率的に進め、全市水洗化を目指しています。

現在、整備完了の目標を2年度として事業を進めていますが、上位計画の多摩川・荒川等流域別下水道総合計画の事業計画に合わせ、目標を6年度とする事業計画に変更するため、関係図書を縦覧します。

**縦覧期間** 12月15日(火)まで

※午前8時30分～午後5時  
※土・日曜日を除く

**縦覧場所・問い合わせ** 下水工務課(市役所6階)

### 「西多摩地域広域行政圏計画」意見募集

西多摩地域広域行政圏協議会では、令和3年3月に決定・公表を予定している「西多摩地域広域行政圏計画(3～7年度)」策定の参考とするため、計画の素案について西多摩地域の皆さんの意見を募集します。

**募集期間** 12月5日(土)～25日(金)

**閲覧場所** 西多摩地域広域行政圏協議会事務局(市役所4階)、同協議会ホームページ

http://www.nishitamakouiki.jp/

▽電子メール: di.v01@city.ome.lg.jp

▽郵送: 〒198-8701 青梅市企画部内西多摩地域広域行政圏協議会事務局

▽ファックス: ☎22-3508

※件名は「西多摩地域広域行政圏計画」の意見としてください。

※直接持参不可

※電話、窓口での口頭による意見の受付は行いません。

**意見への対応** 受け付けた意見は、内容を整理・集約し、概要とそれに対する考え方をプライバシー保護に十分配慮したうえで公表します。意見に対する個別の回答はできません。

**問い合わせ** 西多摩地域広域行政圏協議会事務局

### 青梅子ども110番の家登録者アンケートにご協力ください

青梅子ども110番の家登録者の皆さんへ、11月に、市教育委員会からアンケートを送付しています。

子どもたちが身の危険を感じた時に駆け込めるよう、住宅や商店などを緊急避難場所として登録する事業です。

10月31日現在の登録件数は、2千130件です。

詳細は、市ホームページ(記事ID:24365)をご覧ください。

**登録方法** 登録用紙(教育総務課で配布、市ホームページからダウンロード可)を直接教育総務課(市役所3階)へ

## 市有地の売却(公募先着順随意契約)

受付期間 令和3年3月31日(水)まで

売却物件概要

	所在地	地目	公簿面積	売却価格
1	新町8丁目14番18外1筆	宅地	490.07㎡	5,800万円
2	大門2丁目272番1外5筆	宅地	1563.48㎡	12,400万円
3	天ヶ瀬町1089番24外1筆	宅地	359.47㎡	3,000万円
4	天ヶ瀬町1148番19外2筆	宅地	628.43㎡	4,330万円
5	畑中3丁目720番1外1筆	畑	1,008㎡	3,500万円
6	梅郷6丁目1427番1	雑種地	738㎡	3,004万円
7	長淵4丁目479番5	宅地	981.61㎡	4,869万円

**その他**

- ▷詳細は、市ホームページ(記事ID:16200)をご覧ください。
- ▷契約者は、最初買取申込書を提出した者に決定します。
- ▷契約締結時に契約保証金(売却価格の100分の10以上)が必要です。

**受付・問い合わせ** 直接総務契約課管財係(市役所5階)へ

※郵送不可

### 姉妹都市提携55周年記念事業 姉妹都市交流ピンバッチデザイン募集

青梅市とドイツ・ポツダム市の姉妹都市提携55周年を記念して、作製するピンバッチのデザインを募集します。

このピンバッチは、今後5年程度、市が主催する青少年友好親善使節団の民泊等にご協力いただいた方などへの記念品として利用します。

**対象** 市内在住・在学・在勤者、市とポツダム市の交流事業に関わったことがある方

**応募方法** 12月21日(消印)までに郵送〒198-8701 青梅市秘書広報課または電子メール di.v01@city.ome.lg.jp で

**問い合わせ** 秘書広報課交流担当



### 傍聴にお出かけください

**青梅市都市計画審議会**

**日時** 12月23日(水) 午前9時30分から

**会場** 市役所議会議棟3階大会議室

**内容** 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定について

**定員** 10人(抽選)

**傍聴受付** 当日の午前8時45分～9時に会場入り口で

**問い合わせ** 都市計画課

### 生産緑地の所有者へ 特定生産緑地の指定手続きはお済みですか

市では、令和4年度に申出基準日(指定から30年)を迎える生産緑地の所有者へ、2年2月に特定生産緑地の指定手続きに関する通知を送付し、4月から申請を受け付けています。

特定生産緑地の指定を希望する方は、3年3月31日までに手続きを済ませてください。

**問い合わせ** 都市計画課

なお、特定生産緑地に指定しないまま、生産緑地地区の指定から30年が経過すると、固定資産税等の税制優遇措置がなくなり、ご注意ください。

### 新聞紙・雑誌等の持ち去り防止にご協力を

市の回収へ出した資源物(新聞紙・雑誌等)を持ち去ることは、条例で禁止されています。

今年度は、持ち去りの情報をもとに、違反者への指導も行っています。

取り締まりを行っています。

今年度は、持ち去りの情報をもとに、違反者への指導も行っています。

持ち去りを見つけた場合は、場所、時間等を清掃リサイクル課へご連絡ください。

皆さんのご協力をお願いします。

**問い合わせ** 清掃リサイクル課清掃係

### 粗大ごみ等の不法投棄

不法投棄は、犯罪であり、法律によって処罰されます。市では、不法投棄への対策として、環境美化委員や青梅警察署の協力により、取り締まりを行っています。

不法投棄されたごみの処分は、土地所有者へお願いしています。土地所有者の皆さんは、自衛策にご協力ください。

**問い合わせ** 清掃リサイクル課収集指導係

### 年末の粗大ごみ処理はお早めに

年末の粗大ごみの収集は大変混み合います。

年内に処理を希望する方は、早めの申し込み、持ち込みをお願いします。

※12月29日～1月3日を除く

**リサイクルセンターへの持ち込み**

金曜日、日曜日 午前9時～午後4時

※祝日、12月29日～1月3日を除く

※市内の住所が確認できるものをお持ちください。

### 自宅回収

申し込み専用電話 ☎23-5805

※電話が繋がりにくい場合があります。

**受付日時** 月～金曜日 午前9時～午後5時

**収集日** 月～金曜日(祝日)

生活保護、児童扶養手当(母子家庭等)、特別児童扶養手当を受給している方は、粗大ごみの処理手数料が免除されます。該当する方は、申し込みの際に申し出てください。持ち込みの場合は、受け付けの際に証明書を提示してください。

申し出や提示がない場合は、手数料は免除されませんので、ご注意ください。

**問い合わせ** 清掃リサイクル課収集指導係